

2 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）をみると、自殺者数と同時期に低下し、同じ時期に山を形成している。

自殺死亡率の推移について自殺統計によれば（第1－3図）、昭和58年の21.1をピークとした後、平成3年には17.0まで低下したが、9年の19.3から10年に26.0と急上昇し、以後21年の25.8まで25前後の高い水準が続いている。この期間で自殺死亡率が最も高いのは、自殺者数がこれまでで最多の15年の27.0である。

自殺死亡率の長期的な推移をみると、人口動態統計によれば（第1－4図）、昭和33年の25.7をピークとする最初の山を形成した後、40年代前半に15を下回る水準にまで低下し、その後15～18の間で推移した。次いで、61年の21.2をピークとする二つ目の山を形成した後、16～18の間で推移していたが、平成9年の18.8から10年に25.4と急上昇し、以後20年の24.0まで25前後の高い水準が続いている。この期間で自殺死亡率が最も高いのは、自殺者数がこれまでで最多の平成15年の25.5ではなく、昭和33年の25.7がやや上回っている。

男女別にみると、男性については、最初の二つの山でピークの時期が異なるものの、総数と同様の傾向を示している。昭和30年の31.5をピークとする最初の山を形成した後、42年に16.2まで低下し、その後20～22の間で推移した。次いで、58年の28.9をピークとする二つ目の山を形成した後、再び20台前半で推移していたが、平成9年の26.0から10年に36.5と急上昇し、以後20年の35.1まで35前後の高い水準が続いている。この期間で自殺死亡率が最も高いのは、平成15年

の38.0であり、男性の場合、現在、戦後最も高い水準にある。

女性については、男性に比べ一貫して低い水準で推移している。昭和30年前後に33年の20.8をピークとする山を形成しているが、それ以降は49年に15.0、61年に14.9とやや上昇したものの、ほぼ横ばいで推移している。平成9年の11.9から10年に14.7と上昇したが、男性ほどの大きな変動はみられず、20年は13.5となっている。この期間で自殺死亡率が最も高いのは、総数と同じ昭和33年の20.8となっている。

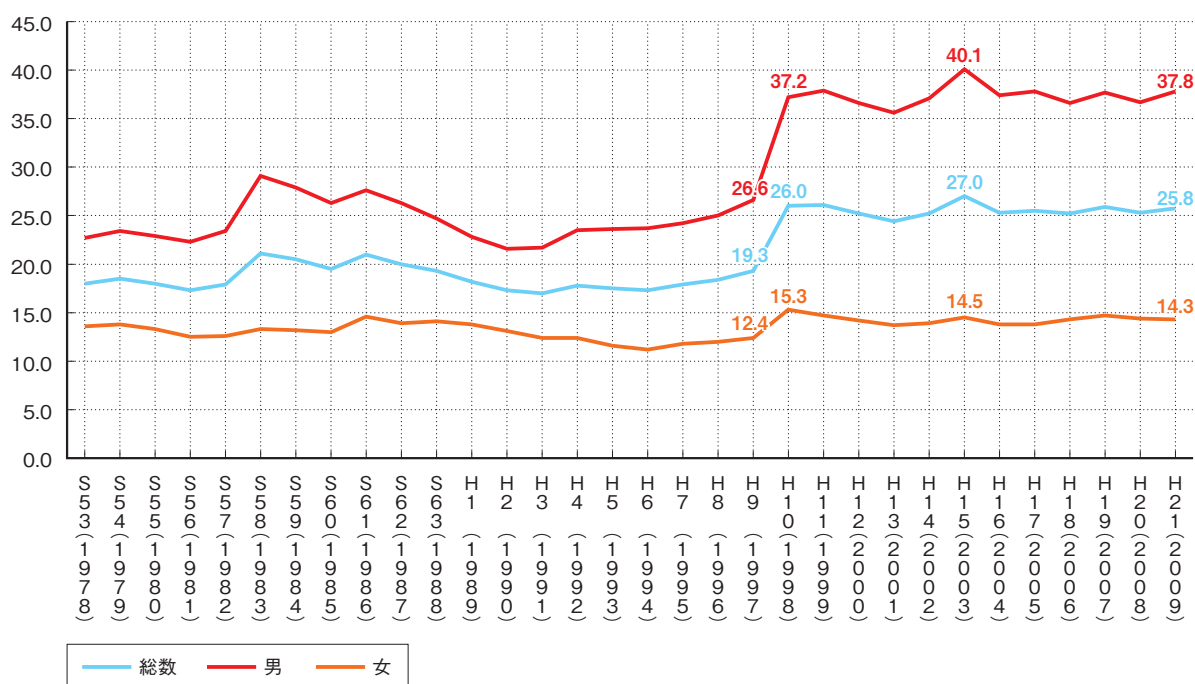
次に、人口の年齢構成の変化の影響を排除した自殺年齢調整死亡率^{※1}をみると（第1－5図）、男女とも基準年となる昭和60年頃を境に自殺死亡率と自殺年齢調整死亡率とが逆転しており、少子高齢化の進展による自殺死亡率の上昇傾向が窺える。

男性については、自殺死亡率と同様に、昭和30年の38.5をピークとする30年前後の山、58年の30.4をピークとする60年前後の山、平成10年以降の三つの山を形成している。最近では、平成9年の23.2から10年に32.1と急上昇し、自殺者数がこれまでで最多の15年には33.2、20年には30.5と高い水準が続いているが、昭和30年前後の山よりは低い水準にある。

女性については、昭和30年前後に33年の23.5をピークとする山を形成している。それ以降は、49年に16.3、61年に14.0とやや上昇した年があるものの全体的に低下傾向で推移している。最近では、平成9年の9.6から10年に11.8と上昇したものの、男性ほどの大きな変動はみられず、20年は11.3となっている。

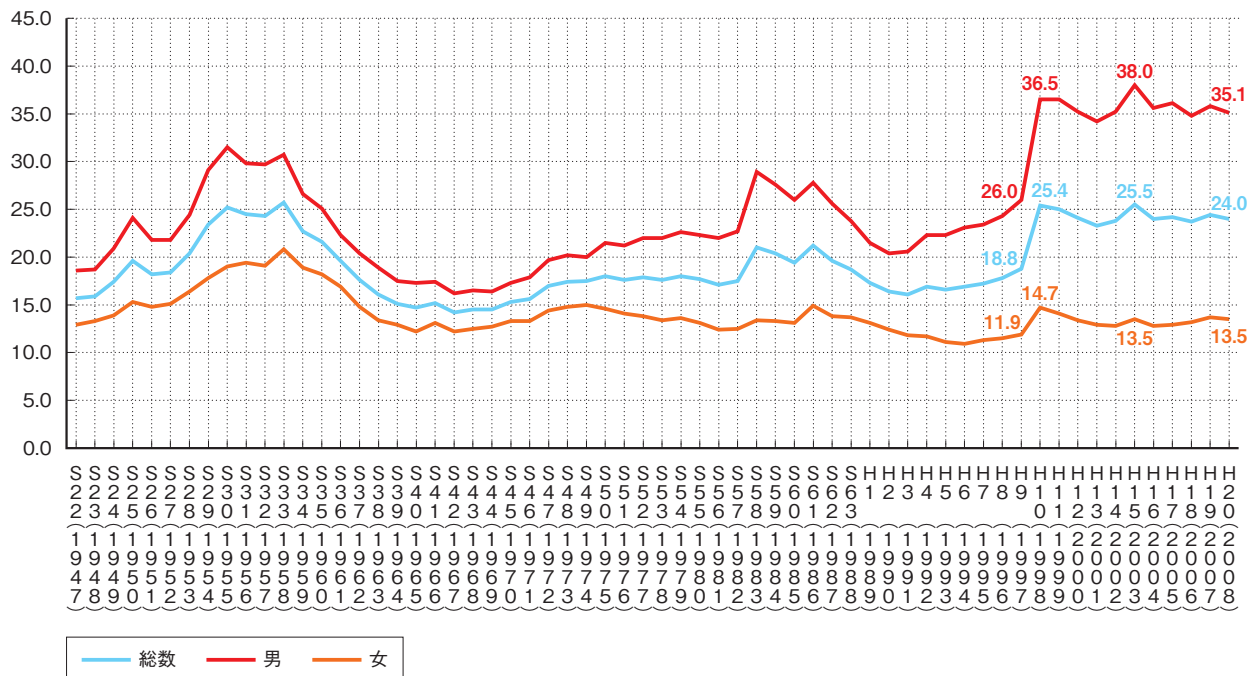
※1 「年齢調整死亡率」とは、年齢構成の異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率について、その年齢構成の差を取り除いて比較ができるように調整した死亡率をいう。

第1-3図 自殺死亡率の推移（自殺統計）



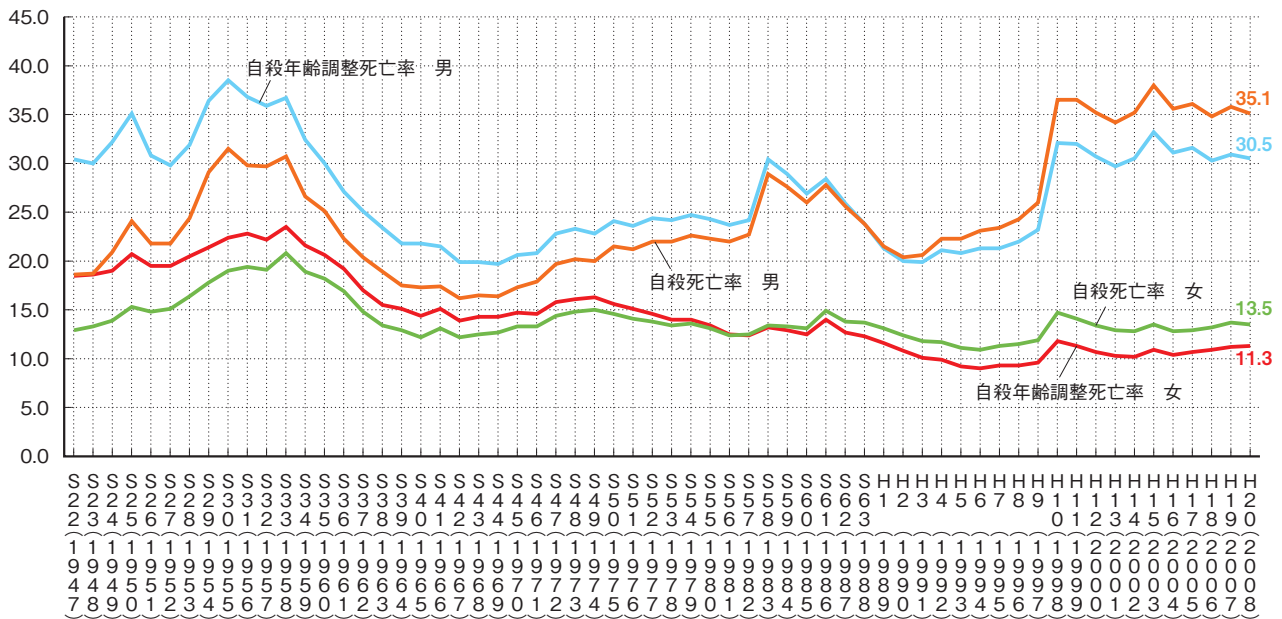
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

第1-4図 自殺死亡率の長期的推移（人口動態統計）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

第1-5図 自殺年齢調整死亡率の推移



注意：「年齢調整死亡率」とは、年齢構成の異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率について、その年齢構成の差を取り除いて比較ができるように調整した死亡率をいう。基準人口は、昭和60年人口モデルである。

資料：厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成

参 考

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。